

安芸太田町田舎体験推進協議会会則

第1章 総 則

(目的)

第1条 安芸太田町の地域資源を活用し、町の新たなブランド確立のため設立された「安芸太田町ヘルスツーリズム推進協議会」を推進母体として、安芸太田町ならではの教育旅行プログラムによる「農林漁業体験（家業体験）」や「農林漁村生活体験ホームステイ」を中心とする多様な体験型観光を推進し、地域経済や住民活動の活性化を目指すことを目的として協議会を設置する。

(名称)

第2条 協議会の名称は、安芸太田町田舎体験推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(事務所)

第3条 協議会の事務所は、安芸太田町大字上殿 632 番地 2（安芸太田町観光協会内）に置く。

第2章 事 業

(事業)

第4条 協議会は、第1条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 「農林漁業体験（家業体験）」や「農林漁村生活体験ホームステイ」に必要な資源及び人材の掘り起しに関する活動
- (2) 教育旅行受入りに係るの養成に関する活動
- (3) 教育旅行の誘客促進を目的とする戦略的広報・宣伝活動
- (4) 教育旅行受入りに係る安全衛生、食品取扱い及び事故防止に関する指導・講習会の実施
- (5) 教育旅行受入りに係る理解促進を目的とした町内啓発活動
- (6) 教育旅行受入りに伴う経済活性化の仕組み構築活動
- (7) 「農林漁業体験（家業体験）」や「農林漁村生活体験ホームステイ」に係る監督、指導及び助言活動
- (8) その他目的達成に必要な活動

第3章 会 員

(会 員)

第5条 協議会は、目的に賛同する団体会員及び個人会員（以下「会員」という。）をもって組織し、その定義は次のとおりとする。

- (1) 団体会員 町内外を問わず、田舎体験活動に賛同する団体とし、活動実績を問わない。
 - (2) 個人会員 町内外を問わず、田舎体験活動に賛同する者とする。
- 2 協議会の目的に賛同する会員は、協議会加入と同時に各専門部会に所属する。ただし、個人会員は満20歳以上の成人とする。
- 3 会員は、広島県暴力団排除条例（平成22年条例第37号）第2条並びに安芸太田町

暴力団排除条例（平成 23 年条例第 18 号）第 2 条の規定に抵触しない団体又は個人でなければならない。

（加 盟）

第 6 条 協議会への加盟は、別に定める様式により加盟申込みをするものとする。

2 前条の加盟申込みを受けた場合は、役員会の承認を受け加盟承認とみなす。

（退 会）

第 7 条 協議会を退会しようとする会員は、協議会内役員会に退会申し入れを行ったときをもって、退会とみなす。

2 協議会の会員として不相当と認められるときは、役員会の議決を経て退会させることができる。

第 4 章 組織等

（役 員）

第 8 条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会長 1 名

(2) 副会長 3 名

(3) 理事 4 名（専門部会長 2 名及び副専門部会長 2 名を充てる。）

(4) 監事 2 名

2 役員は総会において選出し、その任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれ前任者又は任期の残存期間とし、役員会で決定する。

（役員の仕事）

第 9 条 役員の仕事は次のとおりとする。

(1) 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはこれを代理する。

(3) 専門部会長は、専門部会を代表し、会務を統括する。

(4) 副専門部会長は、専門部会長を補佐し、専門部会長に事故あるときはこれを代理する。

(5) 監事は、協議会の会計を監査する。

（事務局）

第 10 条 協議会に事務局を置き、安芸太田町観光協会がその任を負う。

（会議）

第 11 条 協議会に次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 役員会

(3) 専門部会

2 総会及び役員会はそれぞれ半数以上の会員、また委員の出席をもって成立し、可否は出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は、会長の決するところにより行うものとする。

3 会長は、必要があるときは臨時に総会を開催することができる。

4 総会については、委任状を有効とするが、役員会については、委任状は無効とする。

(総会)

第12条 総会は、役員並びに会員をもって構成し、本会の最高決議機関とする。

2 総会は、年1回、会長が招集し、かつ議長となる。

3 総会は、役員及び会員のそれぞれ半数以上の出席をもって成立し、可否は出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は、会長の決するところにより行うものとする。

4 総会は、次に掲げる事項について議決する。

- (1) 事業報告の承認
- (2) 事業計画の承認
- (3) 収支決算報告と予算案の承認
- (4) 役員を選任及び解任
- (5) 会則の制定及び改廃
- (6) 本会の解散

(役員会)

第13条 役員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 事業計画の策定に関する事。
- (2) 各専門部会の事業報告に関する事。
- (3) 各専門部会間の活動調整に関する事。
- (4) 前各号に定めるもののほか、会長が必要と認める事項に関する事。

(専門部会)

第14条 協議会の設置目的を達成するための具体的な検討及び調整を行うため、次に掲げる専門部会を置く。

- (1) 田舎民泊部会
- (2) 田舎体験部会

2 専門部会は、次に掲げる事項について検討、調整する。

- (1) 活動計画の立案、実施及び課題対応に関する事。
- (2) 専門部会所属会員の活動調整と連携に関する事。
- (3) 田舎民泊部会については、「農林漁村生活体験ホームステイ」協力家庭の協議会加入促進及び研修活動に関する事。
- (4) 田舎体験部会については、「農林漁業体験（家業体験）」学習受入れ協力組織の協議会加入促進及び研修活動
- (5) 前各号に定めるもののほか、専門部会部会長が必要と認める事項に関する事。

3 専門部会には、次に掲げる役員を置き、役員は専門部会での互選により選出する。

- (1) 部会長 各1名
- (2) 副部会長 各1名

3 専門部会は、部会長が進行を担当する。

(事務局)

第15条 事務局は次に掲げる事項について分掌する。

- (1) 協議会の活動に係る広報・宣伝計画の策定及び実施に関する事。
- (2) 専門部会の行う活動に対する助言に関する事。
- (3) 協議会の収入支出の事務に関する事。

(4) 旅行会社その他関係事業者との折衝に関すること。

(5) その他協議会の運営の補助に関すること。

(町職員の関与)

第 16 条 町の関係職員は、総会及び役員会に議決権のないオブザーバーとして参加することができる。

2 町の関係職員は、会員に加盟することなく、専門部会の構成員として参加することができる。

第 5 章 会計等

(会計)

第 17 条 協議会の収入は、次に掲げるものをもって充てる。

(1) 事業等による収入

(2) 国、県、町及び他団体からの補助金等

(3) 協賛金

(4) その他の収入

(会費)

第 18 条 協議会の会費は、団体・個人を問わず徴収しないものとする。

(事業年度)

第 19 条 協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(財産の管理)

第 20 条 協議会財産の管理は、事務局が行う。

第 6 章 その他

(解散)

第 21 条 協議会は、総会において出席者の過半数以上の議決を得て解散することができる。

(残余財産の処分)

第 22 条 協議会の解散のときに有する残余財産は、総会において出席者の過半数の議決を得て、協議会と類似の目的を有する団体等に寄附するものとする。

(自己の責任)

第 23 条 加盟団体等は、本会則及び別に定める施行細則等に従い自己の責任のもと行動することとし、万一盗難、傷害等の事故が起きた場合は、協議会に対し一切の損害賠償を請求しないものとする。

(細 則)

第 24 条 この会則に定めのない事項及び事業運営上必要な事項は、役員会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成 24 年 2 月 1 日から施行する。

安芸太田町田舎体験推進協議会施行細則

(趣旨)

第1条 この細則は、安芸太田町田舎体験推進協議会会則（以下「会則」という。）の施行について、会則第24条の規定により必要な事項を定めるものとする。

(事務局)

第2条 会則第3条に定める事務所には、次の職員を置く。

- (1) 事務局長 1名
- (2) 事務局職員 若干名

(入会手続き及び会費の納入などの事務行為)

第3条 会則第6条に定める加盟申込みは、別紙様式1「安芸太田町田舎体験推進協議会加盟申込書」によることとし、加盟申込みを希望する者は、会則第14条第1項に定める会費を添え申し込むものとする。

(退会、除名手続き)

第4条 会則第7条第1項の定めによる退会の申入れは、別紙様式2「安芸太田町田舎体験推進協議会退会申込書」による。

2 会則7条第2項の定めにより、役員会において協会の会員として、不相当と認められた会員には、別紙様式3「安芸太田町田舎体験推進協議会除名通知書」により通知する。

(会長の代理)

第5条 会則第9条第1項第2号の定めにより、会長に事故あるとき会長を代理することとなる副会長は、あらかじめ役員会に於いて決定しておくものとする。

(監査)

第6条 会則第9条第1項第5号の定めによる監事の監査報告は、総会においてこれを行う。なお、必要があれば、監査についての所見を述べることができる。

(雑則)

第7条 本事業に係る旅費弁償として宿泊費及び交通費を実費支給するものとする。

(委任)

第8条 この細則に定めるもののほか、細則の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この細則は、平成24年2月1日から施行する。